

女性福祉の確立目指せ

超党派で議員立法へ



女性支援団体の要望を聞く(向かって左から)橋本岳、上川陽子、阿部知子、山本香苗の各氏

性暴力や貧困などに苦しむ女性を支える新法の制定を目指し、超党派の国会議員が2月末までに法案を固めることが12日、明らかに

なつた。売春防止法に基づく婦人保護事業を同法から脱却させ、「女性福祉」の確立を推進する。1956年の売春防止法の公布以

（自民、立憲民主、公明、日本維新、国民民主、共産）は、党内の意見集約を進めることと合意。議員立法に臨む方針が決まった。

来65年ぶりの抜本改革に乗り出す。同日、衆院第1議員会館で開かれた超党派勉強会上川陽子・前法務大臣（自民）が、7人の議員に法制化を呼び掛けした。7人

上川前法務大臣は「今日、（法制定に向けた）チームができた。何としてもこの通常国会に提出し、成立させたい」と意気込み、勉強会は決起集会の様相を呈した。勉強会を主催したのは、有識者や女性支援に携わる民間団体で構成する「女性支援新法制定を促進する会」（会長＝戒能民江・お茶の水女子大名誉教授）。

厚生労働省、内閣府、法務省、参議院法制局の幹部7人も招き、新法制定に関する要望書を説明した。

要望の柱は売春防止法の補導処分（第3章）と保護更生（第4章）と婦人保護事業の根拠を廃止し、女性の人権を擁護する「女性支援法」を早期に制定することだ。

女性を矯正や保護の対象とするのではなく、暴力や孤立、貧困といった問題に対応する「女性福祉」を確立するよう求めた。説明を受けた議員からは「女性福祉が大事なキーワードだ」（橋本岳・元厚労働大臣）と

な意見が上がるなど、法制化は要望書に沿って進む見通しだ。売春防止法は処罰的な要素が強く、支援を必要とする女性が助けを求めにくいことがかねて指摘されてきた。そこで戒能会長らが委員として参加した厚労省の検討会は2019年10月、売春防止法に代わる「法制度上の新たな枠組み」を作るよう提言。それを受け、与党内で法制化の検討が進んでいた。（福田敏克）